

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

第1章 総則
(用語の定義)
第3条 (略)

用語	意味
1～89-2 (略)	(略)
90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物等（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。））以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。）

第1章 総則
(用語の定義)
第3条 (略)

用語	意味
1～89-2 (略)	(略)
90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。））以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。また、当社による光信号の伝送に係る端末回線の提供が困難なエリア等において、他事業者の個別要望により他事業者の個別の費用負担で当社の光信号の伝送に係る端末回線を延長し、その延長された区間の端末回線を用いて当社が卸電気通信役務を提供する場合における当該卸電気通信役務の提供に用いられる光信号の伝送に係る端末回線を除きます。）

料金表

第1表 接続料金

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)
		ウ	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	
		① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ①A欄に規定する料金額	
		② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ①B欄に規定する料金額	

料金表

第1表 接続料金

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)
		ウ	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	
		1回線ごとに	第6欄ア(7) ①欄に規定する料金額	

1項の表中第5欄で接続する場合)		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規定する料金額		
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②B欄に規定する料金額		
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		第6欄ア(7) ③A欄に規定する料金額
				② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		第6欄ア(7) ③B欄に規定する料金額
	エ 2芯式のもの	(7)～(イ) (略)		(略)	(略)	(略)	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,305円		
② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		4,687円				
(4)～(5)(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する	ア 光信号端末回線(光局外ブリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,575円	
			B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,275円		
			② 保守の区別がタイプ	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,575円	

1項の表中第5欄で接続する場合)		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②欄に規定する料金額				
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③欄に規定する料金額				
	エ 2芯式のもの	(7)～(イ) (略)		(略)	(略)	(略)		
		(ウ) (7)(イ)以外のもの			1回線ごとに	4,275円		
(4)～(5)(略)	(略)			(略)	(略)	(略)		
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第	ア 光信号端末回線(光局外ブリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じ	① 保守の区別がタイプ1-1のもの			1回線ごとに	2,075円	

場合)	帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	1-2のもの	B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,275円
		③ ①以外のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,652円
			B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,343円
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,575円
			B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,275円
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,575円
			B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,275円
		③ ①②以外のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,652円
			B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,343円

1項の表中第1-3欄で接続する場合)	行う機能	とします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,075円	
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,137円	
			(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,075円
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに
				③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,137円

イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,278円	—
		② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,990円	
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,278円	
		② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,990円	
	(ウ) (イ)以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,342円	
		② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,045円	

イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,802円	—
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,802円	
	(ウ) (イ)以外のもの	1回線ごとに	1,852円	

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考	
端末回線 伝送機能 （第5条 （標準的 な接続箇 所）第1 項の表中	光信号主端 末回線（光 局外スプリ ッタを含 むもの に限 ります。） により1 芯にて 伝送を行 う機	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,980円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考
端末回線 伝送機能 （第5条 （標準的 な接続箇 所）第1 項の表中	光信号主端 末回線（光 局外スプリ ッタを含 むもの に限 ります。） により1 芯にて 伝送を行 う機	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	(7) 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,611円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

第1-3欄で接続する場合)	能		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,980円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

第1-3欄で接続する場合)	能		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(ウ) 令和3年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、195円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる195円のうち、191円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,611円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

		の		1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)① 欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)② 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)② 欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			ウ ア イ 以 外 の もの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,035円
				1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)① 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

		の		1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 令和3年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、195円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる195円のうち、191円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			ウ ア イ 以 外 の もの	(7) 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,656円
				1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、361円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる361円のうち、353円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、314円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる314円のうち、307円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、361円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる361円のうち、353円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、314円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる314円のうち、307円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 令和3年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、200円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる200円のうち、196円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

区分				単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する	ア (略)			(略)	(略)	(略)
	イ 1	(7) (イ) 以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ) ①欄に規定する料金額	

2-1-1-2 加算料

区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サ	ア (略)	(略)	(略)	(略)

施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	のもの	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ) ②欄に規定する料金額	
			① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	189円	
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	183円	
	ウ (略)			(略)	(略)	
(2) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア (略)			(略)	(略)	
イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,278円		
		② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	1,990円		
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,278円		
		② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	1,990円		
	(ウ) (イ)以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,342円		
		② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,045円		

一ビス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	1回線ごとに	(イ)欄に規定する料金額	
		(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	1回線ごとに	181円	
			ウ (略)	(略)	(略)
(2) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア (略)		(略)	(略)	
イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		1光信号主端末回線ごとに	1,802円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主端末回線ごとに	1,802円	
	(ウ) (イ)以外のもの		1光信号主端末回線ごとに	1,852円	

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

				月額		
区 分				単 位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,980円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(4) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

				月額		
区 分				単 位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,611円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(4) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和2年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに		1,980円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額		接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額		接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		

			(ウ) 令和3年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、195円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる195円のうち、191円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに		1,611円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額		接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
(イ) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和2年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額		接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
	1 光信号主端末回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		

			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ以外のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,035円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
1 光信号主端末回線ごとに			2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
1 光信号主端末回線ごとに		2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			
(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、361円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる361円のうち、353円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 令和3年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、195円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる195円のうち、191円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ以外のもの	(7) 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,656円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
1 光信号主端末回線ごとに			2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
1 光信号主端末回線ごとに		2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、361円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる361円のうち、353円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			
(イ) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
				1 光信号主端末回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、314円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる314円のうち、307円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、320円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる320円のうち、313円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	---	--

			(ウ) 令和3年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、200円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる200円のうち、196円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	-----------------------	---------------	--	--

附 則（平成30年6月15日東相制第17-00122号）

1～7（略）

（端末回線伝送機能の経過措置）

8 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄工欄(ア)欄及び(イ)欄並びに2-1-1-2第1欄ウ欄に係るものに限ります。）に係る提供条件についてはなお従前のおりとし、以下の料金額を適用します。

ア 基本料

		区 分		単位	料金額	備考
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	2芯式のもの	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 5,150円	
				② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 4,550円	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 5,150円		
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 4,550円		

イ 加算料

		区 分		単位	料金額	備考
--	--	-----	--	----	-----	----

附 則（平成30年6月15日東相制第17-00122号）

1～5（略）

（端末回線伝送機能の経過措置）

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄工欄(ア)欄及び(イ)欄並びに2-1-1-2第1欄ウ欄に係るものに限ります。）に係る提供条件についてはなお従前のおりとし、以下の料金額を適用します。

ア 基本料

		区 分		単位	料金額	備考
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	2芯式のもの	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,150円	
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	4,150円	

イ 加算料

		区 分		単位	料金額	備考
--	--	-----	--	----	-----	----

専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	2芯式のもの	ア 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	378円	—
		イ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	366円	—

専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	2芯式のもの	1回線ごとに	362円	—

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成31年4月1日に遡及して適用します。